

○釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例（案）について

令和 7 年 1 0 月 1 日施行予定
（令和 8 年 1 月 1 日以後に設置事業に着手する太陽光発電施設について適用）

1 条例案の主要な項目

・対象施設	市内に設置される太陽光発電施設（出力が 10 キロワット未満のもの、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの、国又は地方公共団体が管理運営するものを除きます。）
・許可制の導入	事業者は、太陽光発電施設の設置に係る事業を実施しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、当該事業に係る計画（以下「事業計画」といいます。）について、市長の許可を受けなければならないこととします。 ※ 許可を受けた事業計画を変更する場合も原則同様とします。
・禁止区域の指定	① 市長は、法令（他の条例を含みます。以下同じ。）の規定により太陽光発電施設の設置が規制されている区域を禁止区域として指定するものとし、事業者は、禁止区域を事業区域に含めてはならないこととします。 ② 上記①にかかわらず、法令の規定により太陽光発電施設の設置が許されている場合は、禁止区域を事業区域に含めることができることとします。
・特定保全種及び特別保全区域の指定	① 市長は、主な生息地に本市の区域を含む希少な野生動物のうち、本市の豊かな自然環境を象徴する種であって、その保全のために特に配慮を要すると認めるものを特定保全種として指定するものとし、 ② 市長は、特定保全種の生息可能性の高い区域であって、太陽光発電施設の設置等に際して特に配慮が必要と認める区域を特別保全区域として指定するものとし、 <u>※ 特定保全種及び特別保全区域の具体については、下記の項目 2 から 4 までをご参照ください。</u>
・事前協議	事業計画について市長の許可を申請しようとする者は、当該申請の前に、事業計画を市長に届け出て協議しなければならないこととします。
・特定保全種の保全のための措置	① 事業区域に特別保全区域が含まれる場合、市長は事業者に対し、事前協議の段階で特定保全種に関する生息調査の実施や保全計画（案）の作成を求めることができることとします。 ② 市長は、特定保全種の生息調査の実施及び保全計画（案）の作成を求めるときは、これらの実施及び作成に当たって備えるべき要件等を事業者に通知するものとし、 ③ 市長は、上記②の通知及び保全計画（案）の内容について、専門家等により構成される合議体に意見を聴くことができることとします。
・近隣住民等に対する説明会の義務化	太陽光発電施設の設置について市長の許可を受けようとする事業者は、当該許可の申請をする前に、近隣住民等に対して事業計画の内容等について、説明会を実施しなければならないこととします。
・許可の基準	（主なもの） ① 太陽光発電施設の設置に当たり、法令による許認可又は届出を必要とする場合は、当該許認可を受け、又は届出を行っていること。 ② 保全計画の作成を求めた場合は、その内容が特定保全種の保全に重大な支障を生じないように配慮したものであると認められること。 ③ 近隣住民等に対する説明会を適切に行っていること。

・ 廃棄等費用の確保	事業者は、太陽光発電施設の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理をするための費用（以下「廃棄等費用」といいます。）について、計画的に積立てを行わなければならないこととします。
・ 損害賠償責任保険への加入	事業者は、太陽光発電施設の設置に係る事業に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険（他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済をいいます。）に加入をしなければならないこととします。
・ 定期報告	事業者は、設置事業が完了した後は、毎年度、以下の事項について市長に報告しなければならないこととします。 ア 太陽光発電施設の前年度の維持管理の状況 イ 廃棄等費用の積立ての状況
・ 実効性の確保に係る措置	① 許可の取消：市長は、事業者が虚偽その他不正な手段により許可を受けた場合などは、当該許可を取り消すことができることとします。 ② 報告の徴収及び立入調査：市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者の事務所若しくは事業区域に立ち入って必要な調査を行うことができることとします。 ③ 勧告：市長は、この条例を遵守しない者に対し、その是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。 ④ 命令：市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合、当該措置を講ずることを命ずることができることとします。 ⑤ 公表：市長は、許可を取り消したとき又は命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができることとします。
・ 手数料	① 許可申請手数料 1件につき8万円（事業区域に特別保全区域が含まれる場合にあっては1件につき38万円） ② 変更許可申請手数料 1件につき4万円（事業区域に特別保全区域が含まれる場合にあっては1件につき19万円）

2 「特定保全種」及び「特別保全区域」の指定に係る市の考え方

釧路湿原国立公園周辺の区域は、湿原特有の景観を有し、希少な野生生物が生息・生育する国立公園の緩衝帯となっています。

このうち、国立公園南側の市街化調整区域は、平坦で施工が容易であり、かつ、法律上の規制のない範囲が広くあることから、太陽光発電施設の設置が特に進んでいる区域となっており、このまま生態系への影響を考慮せず開発が進められた場合、本市を象徴する湿原由来の自然環境とそこに生息・生育する野生生物に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、湿原を主な生息地とし、釧路湿原を象徴する希少な野生動物を「特定保全種」に、本市の市街化調整区域のうち特定保全種の生息可能性が高い範囲を「特別保全区域」として指定し、太陽光発電施設の設置に際し、その事業区域に特別保全区域が含まれる場合は、事業者に対して専門家の知見に基づいた特定保全種の適切な生息調査と保全対策を義務付けることとします。

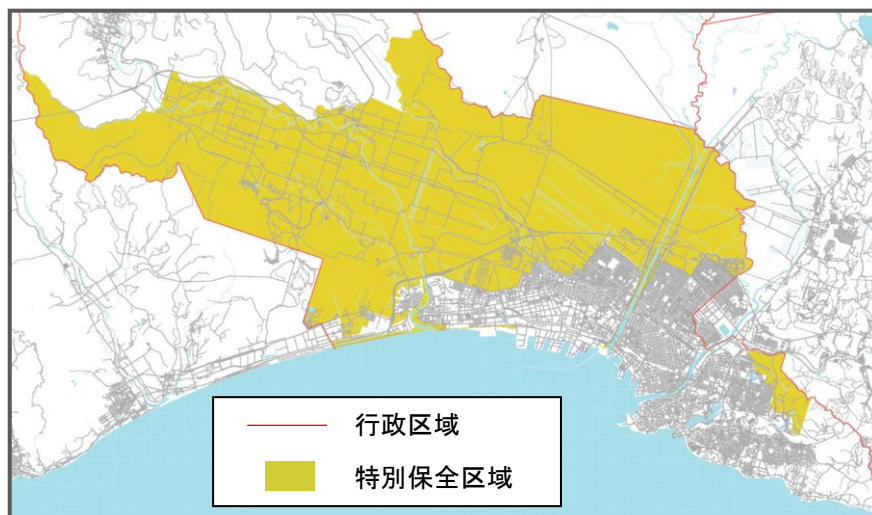
3 特定保全種

特定保全種は次の5種とします。

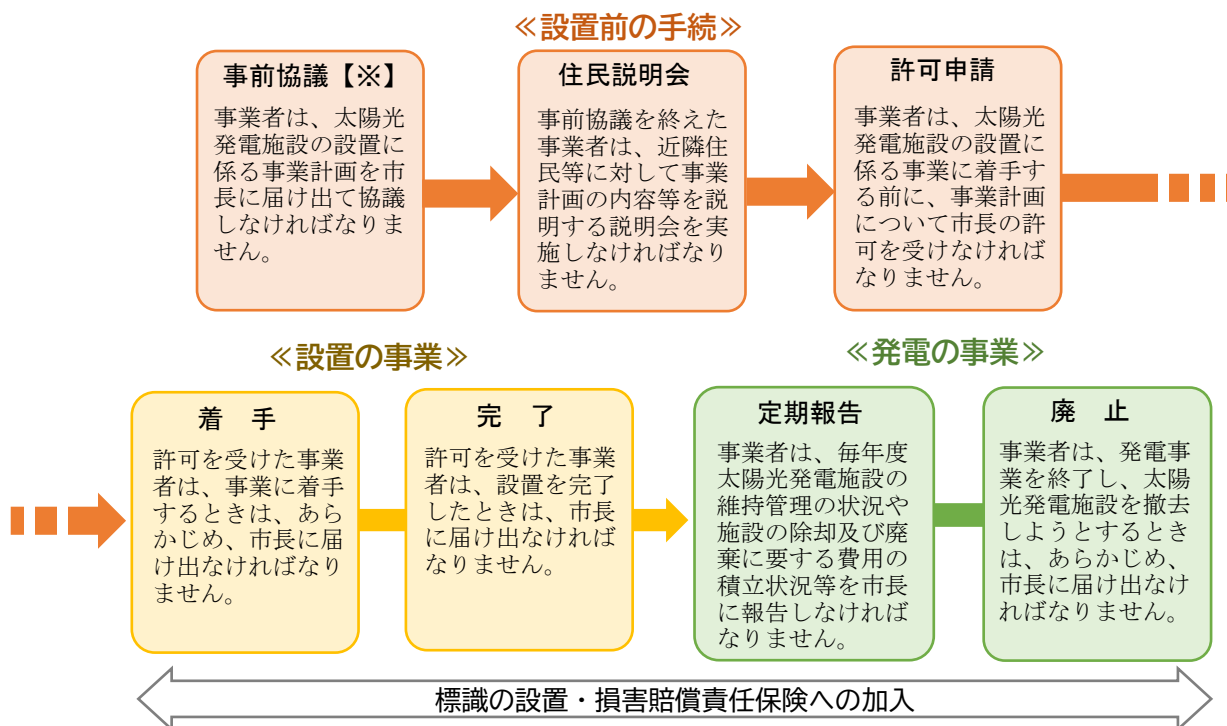
特定保全種	指定の理由
タンチョウ 	・環境省レッドリスト 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ラムサール条約湿地情報票に注目種として記載 ・国指定特別天然記念物 (文化財保護法) ・絶滅したと考えられていたが、釧路湿原で再発見 ・釧路湿原が重要な生息地 (繁殖地を含む。)
オジロワシ 	・環境省レッドリスト 絶滅危惧 II 類 (VU) ・ラムサール条約湿地情報票に注目種として記載 ・国指定天然記念物 (文化財保護法) ・釧路湿原が重要な生息地 (釧路湿原に冬に渡ってくる越冬個体と留まって繁殖する個体が存在)
チュウヒ 	・環境省レッドリスト 絶滅危惧 IB 類 (EN) ・釧路湿原が重要な生息地 (繁殖地を含む。)
オオジシギ 	・ラムサール条約湿地情報票に注目種として記載 ・オーストラリアで越冬し、釧路湿原で繁殖 ・オオジシギを縁としてオオジシギが越冬するオーストラリアのハンター河口湿地と釧路湿原は姉妹湿地として提携 ・日豪渡り鳥等保護協定、E A A F P (東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ) 重要種
キタサンショウウオ 	・環境省レッドリスト 絶滅危惧 IB 類 (EN) ・市指定天然記念物 (釧路市文化財保護条例) ・北海道内でも生息地が限定的で、釧路湿原は数少ない生息地 ・サハリンの個体群とは異なる進化を遂げてきた「釧路個体群」が生息

4 特別保全区域

特別保全区域は、本市の市街化調整区域に相当する区域のうち、釧路川以西及び武佐・貝塚の範囲とします。

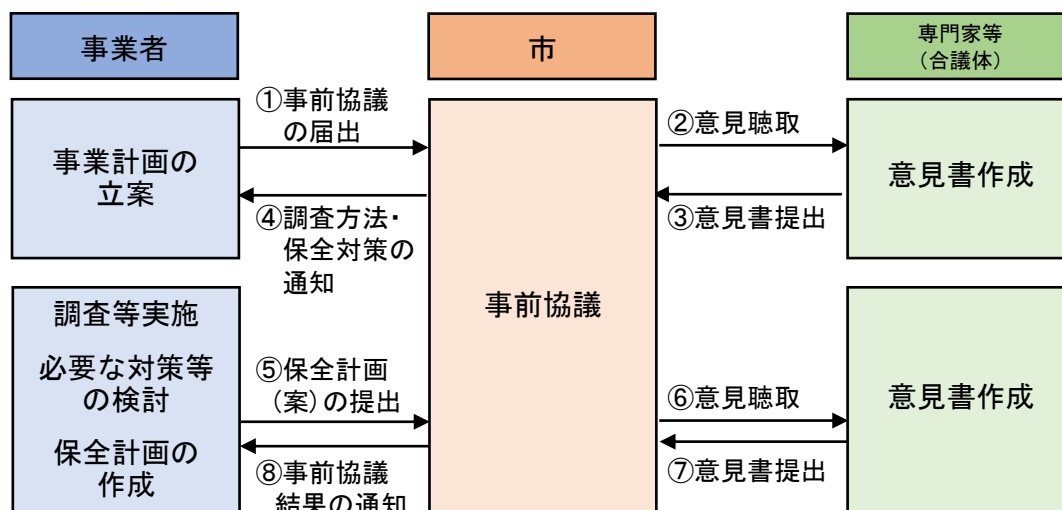


5 太陽光発電施設の設置から廃止までの手続



【※】事業区域に特別保全区域が含まれる場合における事前協議の流れ

- ・事業区域に特別保全区域を含む太陽光発電施設の設置については、市は事業者に対し、事前協議の段階で特定保全種に関する生息調査の実施や保全計画(案)の作成を求めることができるものとします。
- ・事業者に対し、特定保全種に関する生息調査の実施及び保全計画(案)の作成を求める場合は、市は、特定保全種について知見を有する専門家等により構成される合議体に意見を求め、その結果に基づき、生息調査の実施や保全計画の作成に当たって必要な要件等を事業者に通知するものとします。
- ・事業者は、市からの通知に基づき必要な生息調査と保全計画(案)の作成を行い、その内容について再度、市と協議を行うものとします。
- ・市において保全計画(案)の内容について、専門家等により構成される合議体に再度意見を求め、保全計画(案)の内容に不十分な点や修正すべき点がある場合は、その旨を事前協議結果として通知することとします。



6 釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例 骨子案

1 条例の目的

この条例は、太陽光発電施設の適切な設置及び管理のために必要な手続等を定めることにより、太陽光発電施設と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的とします。

2 用語の定義

(1) 設置事業 太陽光発電施設（附属設備等を含みます。以下同じ。）の新設又は増設（これらの行為を行うための樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含みます。）を行う事業をいいます。ただし、次に掲げる太陽光発電施設に係るものを除きます。

ア 出力が10キロワット未満の太陽光発電施設（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となるものを除きます。）

イ 建築基準法に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電施設

ウ 国又は地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設

(2) 発電事業 太陽光発電施設（上記(1)のアからウまでの太陽光発電施設を除きます。）を用いて発電を行う事業をいいます。

(3) 太陽光事業 設置事業及び発電事業をいいます。

(4) 事業区域 太陽光事業を行う一団の土地をいいます。また、次に掲げる区域は、事業区域に含めるものとします。

ア 設置事業の実施に当たり、法令（他の条例を含みます。以下同じ。）に基づく許可、認可等を同時期に受ける区域

イ 物理的形狀又は所有者若しくは事業者の形態によって一体と認められる区域

(5) 事業者 設置事業を計画し、これを行う者又は発電事業を行う者をいいます。

(6) 工事施工者 設置事業に関する工事を請け負った者をいいます。

(7) 近隣住民等

ア 事業区域の近隣区域に居住する者

【規則で規定】

近隣区域の範囲は、以下のとおりとします。

① 太陽光発電施設の出力が50キロワット未満の場合
事業区域の境界から100メートルの範囲

② 太陽光発電施設の出力が50キロワット以上の場合（③の場合を除きます。）
事業区域の境界から300メートルの範囲

③ 太陽光発電施設の出力が4万キロワット以上の場合
事業区域の境界から1キロメートルの範囲

イ 借地権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者

ウ 近隣区域にその区域を含む町内会の代表者

エ 事業区域に隣接する土地（水路又は道路を挟んで隣接する土地を含みます。）及び当該土地にある建物を所有する者

3 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講じるものとします。

4 事業者の責務

- (1) 事業者及び工事施工者（以下「事業者等」といいます。）は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、自然環境及び生活環境に十分配慮し、近隣住民等と良好な関係を保つものとします。
- (2) 事業者は、太陽光発電施設を廃止したときは、速やかに太陽光発電施設の解体、撤去、廃棄その他の必要な措置を行うよう努めるものとします。

5 市民の責務

市民（事業区域及びその周辺の土地の所有者を含みます。）は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとします。

6 禁止区域

- (1) 市長は、法令の規定により、太陽光発電施設の設置が規制されている区域を禁止区域として指定するものとします。
- (2) 事業者は、事業区域に上記(1)の禁止区域（以下「禁止区域」といいます。）を含めてはならないこととします。ただし、法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が許されている場合は、この限りではありません。

【規則で規定】

禁止区域は、以下のとおりとします。

- ・ 砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地
- ・ 港湾法第2条第4項に規定する臨港地区及び同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域
- ・ 農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地
- ・ 森林法第5条第2項第1号の森林の区域及び同法第25条第1項の保安林
- ・ 海岸法第3条第1項の海岸保全区域
- ・ 自然公園法第20条第1項の特別地域
- ・ 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ・ 河川法第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項の河川保全区域及び同法第56条第1項の河川予定地
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の特別保護地区

7 特定保全種

- (1) 市長は、主な生息地に本市の区域を含む希少な野生動物のうち、本市の豊かな自然環境を象徴する種であって、その保全のために特に配慮を要すると認めるものを特定保全種として指定するものとします。

- (2) 特定保全種は、タンチョウ・オジロワシ・チュウヒ・オオジシギ・キタサンショウウオとします。

8 特別保全区域

- (1) 市長は、特定保全種の生息可能性の高い区域であって、太陽光事業の実施に際して特に配慮が必要と認める区域を特別保全区域として指定するものとします。
- (2) 特別保全区域は、本市の市街化調整区域に相当する区域のうち、次の範囲とします。
- ア 釧路川以西
 - イ 武佐及び貝塚

9 事前協議

- (1) 設置事業の実施について市長に許可を申請しようとする事業者（以下「申請予定者」といいます。）は、当該申請をする前に、事業計画を市長に届け出て協議しなければならないこととします。
- (2) 上記(1)の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならないこととします。
- ア 申請予定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 事業区域の所在地及び面積
 - ウ 太陽光発電施設を設置する位置
 - エ 設置する太陽光発電施設の発電出力

【規則で規定】

事業計画には、以下の書類を添付するものとします。

- ・ 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- ・ 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- ・ 事業区域内の土地に係る公図の写し
- ・ 事業区域の位置図
- ・ 事業区域の区域図
- ・ 土地利用計画平面図
- ・ 太陽光発電施設の構造図
- ・ 現況写真
- ・ 近隣区域の範囲を示した図面
- ・ 事業者の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ・ その他市長が必要と認める書類

- (3) 市長は、事前協議が終了したときは、申請予定者にその旨を通知するものとします。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができることとします。
- (4) 市長は、上記(1)による届出があったときは、その旨を公表するものとします。

10 特定保全種に係る生息調査等

- (1) 市長は、事前協議で届出のあった事業計画において事業区域に特別保全区域が含まれる場合には、申請予定者に対して特定保全種の生息調査の実施及び特定保全種の保全の措置に係る計画（以下「保全計画」といいます。）の作成を求めることができることとします。

- (2) 市長は、特定保全種の生息調査の実施及び保全計画の作成を求める場合は、その旨及びこれらの実施及び作成に当たって必要な要件等を申請予定者に通知するものとします。
- (3) 市長は、特定保全種の生息調査の必要性の有無並びに上記(2)による通知及び保全計画の内容について、特定保全種について知見を有する専門家等により構成される合議体に意見を聴くことができることとします。

11 近隣住民等に対する説明

- (1) 申請予定者は、事前協議の終了後、設置事業の許可を申請する前に、近隣住民等に対して実施しようとする太陽光事業の内容について、説明会（以下「住民説明会」といいます。）を実施しなければならないこととします。
- (2) 住民説明会の実施に当たっては、申請予定者は、太陽光事業に理解が得られるよう努めなければならないこととします。

12 設置事業の許可

- (1) 事業者は、設置事業を行おうとするときは、事業計画について、あらかじめ、市長に申請し、許可（以下「設置許可」といいます。）を受けなければならないこととします。
- (2) 上記(1)の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならないこととします。
 - ア 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 事業区域の所在地及び面積
 - ウ 工事施工者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - エ 設置事業の完了時における土地の形状
 - オ 太陽光発電施設を設置する位置
 - カ 設置する太陽光発電施設の構造
 - キ 設置事業の期間及び工程
 - ク 設置する太陽光発電施設の発電出力
 - ケ 植生の保全のための方策
 - コ 保全計画（保全計画の作成を求める場合に限ります。）
 - サ 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
 - シ 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置
 - ス サ及びシに掲げるもののほか、災害及び事故による被害を防止するための措置
 - セ 設置事業の施工に必要な法令に基づく許認可等の取得及び届出に関する計画
 - ソ 設置事業の完了後における太陽光発電施設及び事業区域の維持管理に関する計画
 - タ 発電事業終了後の太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理並びにその費用の積立てに関する計画

【規則に規定】

事業計画には、以下の書類を添付するものとします。

- ・ 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表
- ・ 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- ・ 事業区域内の土地に係る公図の写し

- ・ 事業区域の位置図
- ・ 事業区域の区域図
- ・ 土地利用計画平面図
- ・ 現況図
- ・ 現況写真
- ・ 土地求積図
- ・ 太陽光発電施設の構造図
- ・ 工事工程表
- ・ 事業者等の登記事項証明書（法人の場合に限ります。）
- ・ 住民説明会に係る報告書
- ・ 関係機関との協議内容が確認できる書類
- ・ その他市長が必要と認める書類

(3) 市長は、設置許可の申請があったときは、その旨を公表するものとします。

13 設置許可の基準等

(1) 市長は、設置許可の申請があった場合は、当該申請に係る事業計画が次のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならないこととします。

ア 設置事業の着手に先立って法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること。

イ 設置事業の着手に先立って法令に基づく届出を必要とする場合は、当該届出を行っていること。

ウ 自然環境の保全に関する措置に係る基準に適合していること。

【規則で規定】

- ・ 希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）及び天然記念物（文化財保護法・釧路市文化財保護条例）に係る対応について、関係機関と必要な協議がなされていること。
- ・ 保全計画の内容が、特定保全種の保全に重大な支障を生じないよう配慮したものであると認められること。
- ・ 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採等が、設置事業を実施する上で必要最小限であること。

エ 雨水排水施設等に係る基準に適合していること。

【規則で規定】

- ・ 事業区域の規模及び地形、発電設備の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるよう計画されたものであること。
- ・ 事業区域内の雨水の全量を、事業区域内において浸透処理すること。ただし、やむを得ないと認められる場合であって、水路管理者、権利者、利用関係者等の同意が得られた場合においては、既設の水路へ接続できるものであること。
- ・ 1ヘクタール以上の敷地において雨水流出の変化が予想される場合においては、防災調整池その他の流出抑制措置が講じられていること。

オ 道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に係る基準に適合していること。

【規則で規定】

- ・事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の中心から2メートル以上の敷地を確保していること。
- ・車両の通行に支障がない措置が講じられていること。
- ・大型車両の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

カ 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置に係る基準に適合していること。

【規則で規定】

- ・事業区域の近隣に建築物、公園、道路等（以下「建築物等」といいます。）がある場合は、設置施設により反射される太陽光が建築物等の利用に支障を及ぼさないよう措置が講じられていること。
- ・建設機械及び工事に伴う騒音及び振動を防止するための措置が講じられていること。
- ・近隣区域内に家屋がある場合は、太陽光発電施設から生じる低周波音を防止するための措置が講じられていること。
- ・太陽光発電施設を適切に運用するための保守点検並びに太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。
- ・太陽光発電施設における発電事業終了後の廃棄に係る必要な手法及び体制が整えられていること。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の12第2項に規定する解体等積立金の積立てを行わない場合は、同項に規定する解体等積立金に準じた額及び期間により太陽光発電施設の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理に要する費用の積立てを行うものであること。
- ・太陽光発電施設の搬入及び設置を行う時間、期間等が、近隣住民等の生活環境へ与える影響が最小限となるものであること。
- ・太陽光発電施設が、電気設備に関する技術基準を定める省令に適合していること。

キ 設置する太陽光発電施設が電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。

ク 不正な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がないこと。

(2) 市長は、設置許可の申請をした事業者若しくは工事施工者が釧路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員によりその事業活動を支配されていると認められるとき又は設置許可の申請をした事業者が次のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができることとします。

ア 住民説明会を適切に行っていないとき。

イ 設置許可又は下記14(1)の変更許可を取り消された日から起算して2年を経過しないとき。

(3) 市長は、必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができることとします。

(4) 市長は、設置許可をしたとき又はしないときは、その旨を公表するものとします。

14 変更の許可

(1) 設置許可を受けた事業者（以下「許可事業者」といいます。）は、当該設置許可の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長に申請し、許可（以下「変更許可」といいます。）

す。)を受けなければならないこととします。(ただし、軽微な変更については、変更内容を市長に届け出なければならないこととします。)

(2) 変更許可の手続は、設置許可の手続に準じることとします。

15 廃棄等費用の積立て

事業者は、事業計画に基づき、太陽光発電施設の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理をするための費用(以下「廃棄等費用」といいます。)の積立てを行わなければならないこととします。

16 太陽光発電施設等の維持管理

事業者は、事業計画に基づき、太陽光発電施設及び事業区域の維持管理をしなければならないこととします。

17 損害賠償責任保険への加入

事業者は、太陽光事業の実施に当たっては、当該太陽光事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済(以下「損害賠償責任保険」といいます。)への加入をしなければならないこととします。(設置事業に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該設置事業に係る工事施工者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとします。)

18 標識の設置

事業者は、設置事業に着手する日から当該設置事業に係る太陽光発電施設を廃止する日までの間、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に、標識を設置しなければならないこととします。

19 着手の届出

(1) 事業者は、設置事業に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

(2) 市長は、上記(1)による届出があったときは、その内容を公表するものとします。

20 完了の届出

(1) 事業者は、設置事業を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

(2) 市長は、上記(1)による届出があったときは、その内容を公表するものとします。

21 許可の取消し

市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、設置許可及び変更許可を取り消すことができることとします。

ア 虚偽その他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

イ 設置許可若しくは変更許可に係る事業計画又は設置許可若しくは変更許可に付した条件に従わないで設置事業を実施したとき。

ウ 設置許可又は変更許可を受けた日（設置事業の着手日について条件を付したときは、市長が別に定める日。エにおいて同じ。）から起算して1年を経過した日までに設置事業に着手しなかったとき。

エ 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに設置事業を完了しなかったとき。

オ 許可事業者又は工事施工者が損害賠償責任保険への加入をせずに設置事業を実施したとき。

カ 命令に従わなかったとき。

22 定期報告

(1) 事業者は、設置事業が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、市長に報告しなければならないこととします。

ア 太陽光発電施設の前年度の維持管理の状況

イ 廃棄等費用の積立ての状況

(2) 事業者は、上記(1)による報告を行う際に、財務計算に関する諸表及び損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならないこととします。

(3) 市長は、上記(1)による報告があったときは、その内容を公表するものとします。

23 事故等の報告

事業者は、事故又は土砂災害その他の災害により、発電事業に係る太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、その旨を市長に報告しなければならないものとします。

24 廃止の届出

(1) 事業者は、発電事業を終了し、当該発電事業に係る太陽光発電施設を撤去しようとするときは、市長に届け出なければならないこととします。

(2) 市長は、上記(1)による届出があったときは、その旨を公表するものとします。

25 地位の承継

(1) 許可事業者から事業譲渡、相続、合併その他の理由により太陽光事業を譲り受けた者は、この条例の規定による地位を承継するものとします。

(2) 許可事業者の地位を承継した者は、市長に届け出なければならないこととします。

(3) 市長は、上記(2)による届出があったときは、その旨を公表するものとします。

26 報告の徴収及び立入調査

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者等の事務所若しくは事業区域に立ち入って必要な調査（以下「立入調査」といいます。）をすることができることとします。

27 指導及び助言

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対して必要な指導及び助言をすることができることとします。

28 勧告

市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができることとします。

- ア 設置許可を受けないで、設置事業を実施する者
- イ 設置許可及び変更許可の内容に適合しない設置事業を実施した者
- ウ 変更許可を受けないで、設置許可の内容を変更して設置事業を実施する者
- エ 廃棄等費用の積立てを怠った者
- オ 損害賠償責任保険への加入をせずに太陽光事業を実施している者
- カ 標識の設置をせずに太陽光事業を実施する者
- キ 定期報告をせず、又は定期報告について虚偽の報告をした者
- ク 事故等の報告をせず、又は事故等の報告について虚偽の報告をした者
- ケ 必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者
- コ 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- サ 指導及び助言に正当な理由なく従わない者
- シ 設置した太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であることに起因して災害が発生し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、発電事業を実施している者

29 命令

市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができることとします。

30 公表

- (1) 市長は、設置許可若しくは変更許可を取り消したとき、又は命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができることとします。
- (2) 市長は、上記(1)による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

31 手数料

設置許可又は変更許可を受けようとする者は、次に掲げる申請の区分に応じ、手数料を納付しなければならないこととします。

- ア 設置許可の申請 1件につき8万円（当該申請に係る事業区域に特別保全区域が含まれる場合にあっては、38万円）
- イ 変更許可の申請 1件につき4万円（当該申請に係る事業区域に特別保全区域が含まれる場合にあっては、19万円）